

II イギリス

犯罪被害者等を対象とした補償制度等

●犯罪被害補償制度 (Criminal Injuries Compensation Scheme)

(所管省庁：法務省)

1. 根拠法令

1995 年犯罪被害補償法

The Criminal Injuries Compensation Act (1995) ³⁰

2004 年 DV、犯罪及び被害者法

The Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004, s. 57³¹

2. 理念・趣旨等

犯罪被害補償制度の理念・趣旨に関しては、「国は、市民が他人の暴力行為によって被った障害に対して責任はないが、暴力事犯の落ち度のない被害者に対する、一般社会を代表して裁定した補償額の給付によって社会の連帯感と同情心を実際に表明することにある」とされている（1995 年法制定時の内務省の説明）。運営組織は犯罪被害補償審査会 (Criminal Injuries Compensation Authority: CICA) であり、給付にかかる裁定手続きを行う。この他に、イギリス独自の体制として、第三者機関としての第一段階審査会があり、CICA の審査・再審査決定に不服がある場合の上訴を受け、審査する役割を担う。

3. 財源

国の一般財源である。³²

4. 支給対象

(1) 国内犯被害

申請者は、1964 年 8 月 1 日以降に犯罪被害 (Criminal Injury) で傷害を受けた者、あるいは同日以降に犯罪被害を受けた者が死亡した場合の有資格の者である。「犯罪被害」はグレートブリテン内で起こった次の行為が直接原

³⁰ Criminal Injuries Compensation Act (1995)

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1995/53/contents/enacted>

³¹ Domestic Violence, Crime and Victims Act 2010

http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2004/28/pdfs/ukpga_20040028_en.pdf

³² The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.4

因となった、ひとつまたはそれ以上の「人身傷害 (Personal Injury)」をさす³³。

- ・ 暴力犯罪（放火、毒物投与を含む）
- ・ 線路不法侵入罪（鉄道従業者が、線路不法侵入罪に直接起因する身体傷害（致死を含む）を他の者が被ったときにその出来事を目撃し、その場にいたか、または事件直後に対応した場合と規定されており、身体的被害がなく・精神的被害だけでも補償対象になる³⁴）
- ・ 犯人もしくは被疑者の逮捕もしくは逮捕行為の着手、犯罪防止もしくはその着手またはこれらの業務に従事する司法警察職員への協力
- ・ 車両の使用が原因となった人身傷害は、何者かに傷害を負わせるために意図的に使用されたか、使用を試みた場合を除いて、犯罪被害とはならない。³⁵

次の場合、補償金は支払われない³⁶。

- ・ 補償申請する被害に関して、本制度またはグレート・ブリテンで実施されている他の暴力犯罪被害者補償制度で過去に補償申請がされていた場合
- ・ 1979年10月1日より前の被害で、被害者と加害者が家族として同居していた場合

（2） 国外犯被害

犯罪被害 (Criminal Injury) は、グレートブリテン内で起こった行為が直接原因となったものと定義されており、グレートブリテン外の被害は本スキームの補償対象とはならない³⁷。海外で発生したテロの被害者への補償は、「14. その他」において後述する。

（3） 親族間犯罪

1979年10月1日以降の被害で、被害当時に被害者と加害者（加害者が実際に傷害を負わせたか否かに関わらず）が家族として同居していたケースでは、次の場合を除き不支給となる³⁸。

³³ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.5, Section 8

³⁴ Criminal Injuries Compensation Scheme 2008- a guide

³⁵ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.6, Section 11

³⁶ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.4, Section 7

³⁷ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.5, Section 8

³⁸ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.7, Section 17(1)

- 加害者がその犯罪に関して起訴されたか、不起訴の実用的、専門的、その他妥当な理由があると審査係官が考える場合
- 家族内での成人同士の暴力のケースでは、補償申請がされる前に申請者と加害者が同居をやめ、再び同居することがないと審査係官が納得する場合

上記の場合において、婚姻関係にあるか否かに関わらず夫婦として同居する男女、または（Civil Partnership Act 2004 にもとづく）市民婚関係にあるか否かに関わらず同居する同姓パートナーは家族として扱う³⁹。

5. 支給内容・支給形式

犯罪被害者が傷害を負った場合、傷害の内容と程度に応じて傷害等級表（Tariff）に従い補償金及び特別経費が支給される。補償金には、逸失利益も含まれる。傷害等級表（タリフ）は、傷害の詳細、それに対応する補償金額、条件に関する注記からなる。傷害が重くなるにつれレベル1から25に分けられる。犯罪被害が原因で、既往症が悪化した場合、悪化分だけが補償対象となる⁴⁰。

犯罪被害者が死亡した場合、葬儀費用、遺族に対する補償金、生計維持のための補償、養育費の喪失による補償がなされる。死因が負傷の結果ではなく、補償金の権利が被害者に帰属する前に死亡した場合は、死亡者の逸失利益と生前の特別経費が有資格者に支払われる。

複数の軽傷の補償は、傷害の数と症状に応じて、タリフの数字を基準とした所定の割合で補償がなされる⁴¹。

傷害等級表の傷害に当てはまらないとCICAが判断し、その傷害が最低補償金額を受給するに十分深刻である場合は、第一段階審判所での審議を経て、国務大臣に付託される。

国務大臣はCICAが提案する補償額の最高半分までを中間給付することができる⁴²。

支給形式は通常一括で支払われるが、妥当と認められれば申請の審査中に中間給付がされる場合がある。審査会と申請者、または代理人の間で事前合意があれば、信託の方法で裁定額を年金の全部又は一部に充てることもできる⁴³。

³⁹ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.7~8, Section 17(2)(3)

⁴⁰ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.9, Section 26

⁴¹ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.9, Section 27

⁴² The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.10, Section 28,29

⁴³ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.18~19, Section 51,52

特別経費としては、以下の種類がある⁴⁴。

- ・ 身体的補助として使用していた所有物や器具の損失や破損
- ・ 傷害に対する国民医療サービス（NHS）に関連する費用
- ・ 傷害に対する保険適用外の私的な治療の費用（申請係官が相当と認める場合）
- ・ 特別な器具、申請者の住居の改造、身体機能や食事の調理に係るケア費用、見守り費用（NHS、自治体、その他団体から無料で支給されず、傷害が直接原因であり必要経費であると審査係官が考えるもの）
- ・ 公的後見人や裁判所保護の費用
- ・ 申請者の弁識能力欠如のために発生する事務手続きにかかる費用（代理権の実施、利益管理人、代理人、後見人のための費用等）
- ・ 信託設立費用

将来の損失の補償は、一括支給額であり、その額は被乗数と該当する乗数を掛け合わせたものである。損失の発生が、先になるまで開始しない場合は、一括支給額は現在の金銭価値に見合うよう割引いて算出される。係官は、該当する乗数、割引き係数、余命を所定の計算表から判断する。

表5 支給内容のまとめ

	被害者が生存	被害者が死亡	裁定・給付後に被害者が死亡（審査の再開）
		犯罪被害が死因	
受給資格者	被害者	遺族	被害者と遺族
（１）傷害等級に基づく給付（Tariff based award）	傷害等級表（タリフ）に従い 250,000 ポンドまで		
（２）逸失利益または就労能力の喪失による給付（Loss of Earnings）	逸失利益		

⁴⁴ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.12, Section 35

(3) 特別経費としての給付 (Special Experiences)	特別経費		
(4) 死亡した場合の葬儀費用		葬儀費用	
(5) 死亡した場合の標準の補償額 (Bereavement Award—遺族補償金)		資格者が1人の場合 11,000 ポンド(タリフのレベル13)、 2人以上は1人につき 5,500 ポンド(レベル10)	
(6) 生計依存者への補償		被害者の逸失利益をもとに算出	
(7) 養育費の喪失による補償		2,000 ポンド/年(タリフのレベル5) 子どもが18歳に達するまで	
備考			被害者へ給付された額と、遺族への新たな給付額の合計が 500,000 ポンドを超えない

※傷害を負った被害者が死亡した場合、(1)が(5)に、(2)が(6)に代わる。

6. 不支給事由・減額事由

次の場合、審査係官は補償を差し控える、または減額することがある⁴⁵⁾。

- ・ 申請者が、警察その他に遅延ない通知を怠った場合
- ・ 申請者が、警察その他に協力しなかった場合
- ・ 申請者が、申請に関して協力しなかった場合（申請者の住所に送られた当局からの通信文に対し、何回も、合理的理由なしに返答を怠った場合⁴⁶⁾）
- ・ 事件の前、最中、またはその後の申請者の行動が、補償を受けるにはふさわしくないとされるものであった場合（アルコール過剰摂取、違法薬物使用の場合⁴⁷⁾）

⁴⁵⁾ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.6, Section 13

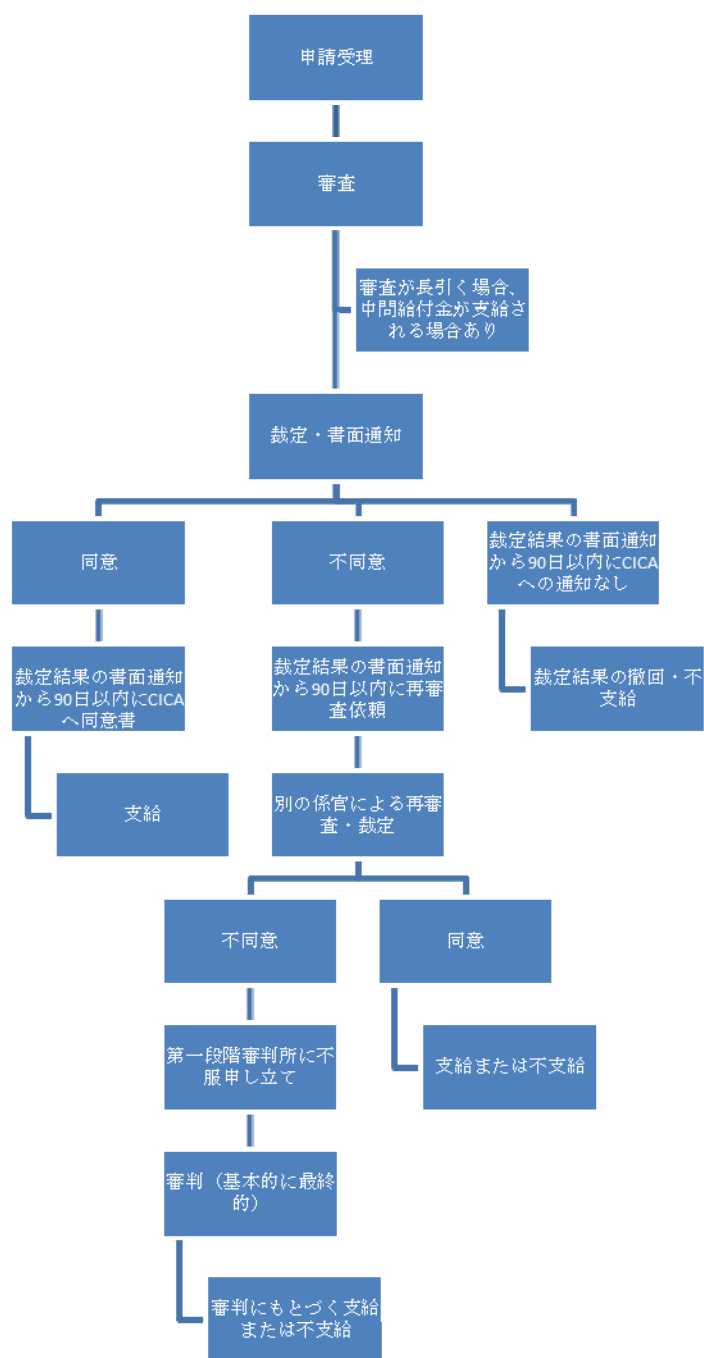
⁴⁶⁾ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.7, Section 14(1)

⁴⁷⁾ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.7, Section 14(2)

- 申請者の犯罪歴（申請時または死亡時に執行済みのものを除く）が示す人格が、補償を受けるにはふさわしくないとされるものであった場合（特別な理由がある場合を除き、執行済みでない刑がある場合）

7. 申請・裁定・給付手続

申請から給付までの流れは以下のとおりである（不服申立手続きも含む）。



審査が終了した申請に関しても、それ以降被害者が死亡したり、状況が著しく変更した場合、2年以内であれば審査が再開される場合がある。

(1) 申請

(ア) 申請方法

CICA のウェブサイトには、オンラインによる申請、Victim Support を通じた申請、CICA への郵送が紹介されている。Victim Support は無料で申請の補助を引き受けている。

(イ) 申請書

傷害のタイプや申請者の境遇により異なる申請フォームがあり、該当するフォームを求めるには、ウェブサイトからか、審査会のサポートチームに問い合わせることができる。⁴⁸

(ウ) 申請にあたって提供されるべき情報⁴⁹

- ・ 申請者の個人情報（パスワードで保護される）
- ・ 医療措置に携わった医療関係者の連絡先
- ・ 警察から提供される事件受理番号
- ・ 関連する公判事件の日程
- ・ 判明していれば加害者の氏名

(エ) 申請に必要な資料

上記申請にあたって提供されるべき情報や内容を証明する文書

(2) 裁定

(ア) 裁定期間

裁定までかかる時間は、申請によって異なり、逸失利益や特別経費を請求する場合は、傷害等級表のみにとづく裁定より時間がかかることがある。

(イ) 裁定方法

⁴⁸ Guide to Criminal Injuries Compensation Scheme, p. 15

⁴⁹ 法務省 HP オンライン申請方法

<http://www.justice.gov.uk/victims-and-witnesses/cica/apply-online>

- ・ CICA の審査係官は、各ケースで補償金が支払われるべきか、支払い方法を決定する責任を持つ⁵⁰。
- ・ CICA が申請書を受理すると、犯罪事実の概要や前科の有無、医師の診断や専門家の報告書を入手する。
- ・ 審査の結果は書面で申請者または代理人に送られ、申請者は裁定内容結果に同意するかどうかを 90 日以内に返答する。

(以後の流れは不服申立手続き)

- ・ 申請者等が不同意の場合は、裁定は別の審査係官によって再検討される。却下された裁定は別の審査係官によって再検討される。
- ・ 再検討の結果になお不服である場合は、第一段階審査会へ上訴する。
- ・ (第一段階審査会については後出の項目を参照)⁵¹

(3) 給付手続

補償金は通常一括で支払われるが、申請者の利益のために特別な支払い方法をとる場合がある。一括支払い (Final Award) がされない事由として、以下の場合がある。

- ・ 審査に長い時間がかかるため、最終決定まで一回またはそれ以上の中間給付がされる場合
- ・ 申請者が一括給付よりも年金によって長期にわたって収入を得たい場合
- ・ 弁識能力がなく経済管理が不可能な成人の場合 (法定後見人が管理)
- ・ 申請者が 18 歳未満の子どもの場合 (18 歳に達してから支給)

また、子どもの教育や福祉のためには事前の給付をすることがある。16、17 歳の者で自立生活をしている者には全額給付をすることがある。給付金は通常、申請者名義の口座に電子送金される。⁵²

8. 支給状況

2010 年 4 月から 2011 年 3 月までの間に審査会が新規に受領した申請は、61,292 件で、解決件数は 64,768 件⁵³、犯罪被害者に支払われた補償の総額は 2 億 8100 万ポンドであった。また、同期間における傷害等級別の支給実績は、表 6 のと

⁵⁰ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.4, Section 3

⁵¹ Guide to Criminal Injuries Compensation Scheme, p. 23,24

⁵² Guide to Criminal Injuries Compensation Scheme, p. 27,28

⁵³ Criminal Injuries Compensation Authority Annual Report and Accounts 2010-11, p.9

<http://www.official-documents.gov.uk/document/hc1012/hc12/1246/1246.pdf>

おりである⁵⁴。表示されているパーセンテージは、最も重篤な傷害に対する補償である。二次的、三次的傷害への補償、及び収入損失や特別な出費への補償は含まれていない。一つの傷害等級に2つの数字がある箇所については、2001年に等級が追加された事実を反映している。下段の数字は1996年当時の等級によるもので、上段の数字は2011年のスキームの等級となる。2008年の傷害等級には変更はない。

表6 等級別の給付割合（2010年4月～2011年3月）

等級	等級金額	裁定	再審査	上訴	合計	2009-10 合計
1	£1,000	13.76%	13.63%	13.86%	13.75%	14.86%
2	£1,250	4.15%	3.58%	2.89%	4.03%	5.25%
3	£1,500	16.65%	14.46%	7.44%	16.01%	16.41%
4	£1,750	0.95%	0.95%	0.94%	0.95%	1.49%
5	£2,000	13.91%	8.63%	6.28%	12.87%	11.36%
6	£2,500	7.26%	8.19%	7.44%	7.40%	7.23%
7	£3,000	0.01%	0.03%	0.00%	0.01%	0.07%
7	£3,300	11.07%	10.31%	7.65%	10.84%	10.28%
8	£3,500	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.03%
8	£3,800	5.99%	5.74%	4.55%	5.90%	5.94%
9	£4,000	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.02%
9	£4,400	9.27%	11.60%	12.35%	9.71%	9.39%
10	£5,000	0.01%	0.00%	0.29%	0.02%	0.02%
10	£5,500	4.30%	3.98%	5.70%	4.30%	4.39%
11	£6,000	0.00%	0.02%	0.00%	0.01%	0.01%
11	£6,600	0.99%	1.19%	1.23%	1.03%	1.00%
12	£7,500	0.02%	0.12%	0.43%	0.05%	0.12%
12	£8,200	2.32%	6.38%	11.19%	3.22%	3.47%
13	£10,000	0.00%	0.07%	0.14%	0.02%	0.03%
13	£11,000	4.41%	3.83%	3.47%	4.29%	3.84%
14	£12,500	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
14	£13,500	0.64%	1.77%	5.27%	0.97%	0.90%
15	£15,000	0.00%	0.05%	0.07%	0.01%	0.02%
15	£16,500	2.01%	2.34%	2.24%	2.07%	1.83%
16	£17,500	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%
16	£19,000	0.19%	0.52%	1.37%	0.28%	0.26%
17	£20,000	0.02%	0.22%	0.07%	0.06%	0.06%
17	£22,000	1.53%	1.34%	1.95%	1.52%	1.20%
18	£25,000	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%
18	£27,000	0.16%	0.34%	0.72%	0.21%	0.16%
19	£30,000	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
19	£33,000	0.05%	0.09%	0.14%	0.06%	0.03%
20	£40,000	0.02%	0.05%	0.51%	0.04%	0.04%
20	£44,000	0.12%	0.26%	1.01%	0.17%	0.11%
21	£50,000	0.02%	0.02%	0.07%	0.02%	0.01%
21	£55,000	0.05%	0.12%	0.14%	0.07%	0.02%
22	£75,000	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%
22	£82,000	0.01%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%
23	£110,000	0.03%	0.05%	0.22%	0.04%	0.07%
24	£175,000	0.01%	0.07%	0.07%	0.02%	0.02%
25	£250,000	0.07%	0.03%	0.29%	0.08%	0.06%
	合計	100%	100%	100%	100%	100%

出典：Criminal Injuries Compensation Authority Annual report 10-11

⁵⁴ Criminal Injuries Compensation Authority Annual report 10-11

9. 併給調整⁵⁵

公的給付の二重支払いを避けるため、裁定額の調整が図られる。

タリフに基づく補償金以外に申請者に支払われる補償金は、社会保障給付金、事件に対して補償として支払われた保険金を考慮して減額される。減額調整は、社会保障や保険金が支払われた、または支払われることになる期間に関わらずなされる。特に、その期間、実際に損失があったか、あるかに関わらず減額される。ただし、最初の28週間の逸失利益に対して支払われた社会保障や保険金は、減額調整の対象とはならない。

調整される額は、社会保障または保険金の全額から、それに対して控除された、またはされるべき所得税を差し引いた額となる。社会保障または保険金が裁定日の後で支払われる場合は、将来の損失を一括払い金として算出する際（乗数表、割引き係数、余命）に調整額を算出する。

障害者生活支援手当の支給がある場合は、ケア費用給付との減額調整がなされる。

被害者自身（負傷当時に18歳未満の被害者はその親または後見人）が全額出資し契約していた保険金は、減額の考慮に入らない（特別経費の減額調整は除く）。

年金給付との調整として、被害者が生存している場合、逸失利益の補償は、傷害の結果として生じる年金を考慮して減額される。被害者が死亡した場合、生計依存に対する補償金は同様に、被害者の死亡の結果として申請者が受け取る年金を考慮して減額される。被害者または被扶養家族により全額出資された結果生じる年金の権利は除外される。年金給付とは、傷害または死亡の結果として被害者の雇用に関連して受ける年金その他の権利や、被害者の雇用者が出資していた保険契約による見舞金やその他の保障給付金のことをいう。年金給付が課税対象である場合、その総額の半分为減給調整の対象となる。課税対象でない場合は、全額が減給調整の対象となる。

減額調整の対象となるその他の支払金（Payment）として、同一の傷害に関し申請者が受け取る、または受け取る権利がある次の支払金の全額が減額される。

- ・ 国外から支払われる補償金又は同様の支払い
- ・ 民事裁判所命令による賠償金
- ・ 刑事裁判所命令による人身傷害に対する賠償金
- ・ Criminal Procedure (Scotland) Act 1995、セクション 302A に基づく賠償
- ・ 損害、補償に対する和解金で、現金で支払われるもの

⁵⁵ The Criminal Injuries Compensation Scheme (2008), p.16～p17, Section45,46,48

表7 併給調整のまとめ

調整が発生する給付金	特記	減額される補償
社会保障給付金	所得税を差引いた額。	タリフ（被害者生存の場合の傷害等級に基づく補償金および、被害者死亡の場合の、遺族補償金）以外の補償金。 ⁵⁶
保険金	所得税を差引いた額。被害者または親、後見人全額出資の保険は減額調整対象外だが、保険金でカバーされた特別経費は対象となる。	上に同じ
雇用に関連する雇用者出資の年金、見舞金、その他保障給付	傷害または死亡の結果生じる給付金が対象。被害者または被扶養家族が全額出資したものは対象外。これら減額対象の給付金が課税対象の場合は、給付額の半分が減額調整対象となる。	被害者生存の場合は逸失利益の補償金、死亡の場合は生計依存の場合の補償金。 ⁵⁷
その他	北アイルランドの犯罪被害補償金、UK 外からの補償金または同様の支払金、UK 内外の民事および刑事裁判所命令による賠償金、現金での和解金	

10. 求償権

2004 年 DV、犯罪および被害者法では、支払われた犯罪被害補償額の全部または一部を、その犯罪被害に関連する不法行為で有罪となった者に対し、法務大臣が返還を求めることがあるとしている（施行されていない）。⁵⁸

⁵⁶ Criminal Injuries Compensation Scheme 2008, p.16, Section 45

⁵⁷ Criminal Injuries Compensation Scheme 2008, p.16-17, Section 46

⁵⁸ Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004, 57 (2)

11. 遡及適用

遡及適用は行われない。

12. 損害賠償との関係等

刑事および民事裁判所の命令により支払われる賠償金は、減額調整の対象となる。

13. 不服申立手続

CICA の裁定内容に申請者が満足しない場合は、再審査を1回のみ受けることができるが、その後再審査の結果に不服申し立てをする場合は、再審査の通知日から90日以内に、不服申し立て通知書を第一段階審査会に提出し上訴する。

14. その他

(1) 海外テロ補償制度 (Victims of Overseas Terrorism Compensation Scheme)

海外で発生したテロの被害者への補償については、2010年犯罪および安全法 (The Crime and Security Act 2010) に基づき、UK以外の国で発生したテロによる傷害 (2010年1月18日以降の被害) への補償がなされることとなった。申請適格は、被害者の国籍、現住所、居住期間等を考慮して決定される (UK国民に限定しない)。また、任意の見舞金 (ex gratia) スキームも2012年4月1日から発足することとなった。

海外テロ補償制度については、「第3章 現地調査結果」を参照。

(2) 英国海外テロ被害者のための英国赤十字救援基金

同基金は、海外におけるテロ被害への補償を求める声を受け、2007年5月に赤十字社により創設された。設立当初、英国政府から100万ポンドの寄付を受け、不測の被害と支出に見舞われた被害者に対して緊急経済支援を行うことを目的としていた。

現在、同基金は、イギリスに正規滞在者でテロ被害を受けた者に対しては、国籍を問わず、即時補助金3,000ポンドと、目下のニーズに役立てるため支払われる追加の補助金12,000ポンドを利用できるようにしている⁵⁹。

⁵⁹ 法務省「getting-it-right-for-victims-and-witnesses」(2012年1月)

(3) Prisoner's Earnings Act 1996

刑務所内で服役する者の収入を政府が減額し、それを被害者支援にあてることのできる Prisoners' Earnings Act 1996 が 2011 年 9 月 26 日付けで施行された。その資金は、Victim Support が受け取ることとなる⁶⁰。制度の概要は以下のとおり。

囚人が刑務所服役中に、清掃、食事の準備などの仕事から得た収入から、政府が所得税、国民保険、裁判所命令の支払金、子どもの養育費などを控除することができ、それを犯罪被害者支援や犯罪防止、刑務所のコスト、囚人の被扶養者、出所後のために囚人に代わっての投資資金などに当てる。2011 年 9 月の施行で 500 人の囚人の 40% の収入をカットし、年間 100 万ポンド捻出すると見込まれている。

弱い立場にある被害者と目撃者の支援のために、毎年 9,800,000 ポンドが 3 年間にわたって支援団体へあてられる。2011-12 年度分を受けとった団体は、法務省ウェブサイトには発表されている。⁶¹

⁶⁰ 法務省プレスリリース 2011 年 9 月 26 日付け

<http://www.justice.gov.uk/news/press-releases/moj/newsrelease260911a.htm>

Prisoners' Earnings Act 1996

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1996/33/enacted>

⁶¹ 法務省プレスリリース 2011 年 7 月 12 日付け

<http://www.justice.gov.uk/news/press-releases/moj/newsrelease120711a.htm0711a.htm>

法務省ウェブサイト、給付が認められた団体のリスト

<http://www.justice.gov.uk/publications/transparency-data/victims-witnesses-funding-awards.htm>

犯罪被害者等が利用し得る制度（モデルケースを前提として）

1. 制度概要

イギリスにおいては、国民の最低限の生活を保障するものとして、単一の社会保障制度が全国民に無差別・平等に保障されている。イギリスの社会保障制度は、国や地方公共団体の公費負担の割合が高いのが特徴である。

ただ、社会保障給付費の規模では、アメリカや日本より大きいものの、フランスやドイツなど大陸欧州諸国と比較すると低い水準にとどまっている⁶²。

2. 構成

社会保障全体の構成は、

- ・ 税を財源とし、原則無料でサービスを提供する公的関与度の高い医療
- ・ 社会保険方式に基づき、私的年金の役割も大きい年金
- ・ 自治体が中心的な役割を果たし、民間サービスの活用も積極にはかられている福祉

に分かれている⁶³。

3. 医療保険制度の概要

医療については、税金を財源とする国営の国民保健サービス (National Health Searvice) が、全国民を対象に、原則無料で提供されている。薬剤費など一部の費用については、患者の自己負担が生じる。自営業・被用者や、民間・公務員を問わず、全ての国民が単一の国民保険制度に加入を強制されおり、日本と大きな違いがある。ただし、低所得の非被用者は任意加入であり、国民皆保険ではない。

提供される医療サービスは、歯科治療、眼科治療等の一部が対象外となっている他は、疾病予防やリハビリテーションを含め、ほとんどの医療サービスが給付対象となっている。

NHS は精神医療についても幅広くカバーしており、かかりつけ医 (General Practitioner) の推薦を受ければ、専門医の診療を受けることができる。適応対象となる病状は、統合失調症、躁鬱、PTDS、無食欲症、人格障害などのほか、自閉症、痴呆症、薬物及びアルコール依存症、発作の経験者等である。児童や

⁶² 厚生労働省『2009～2010 年海外情勢報告』「第3章各国にみる社会保障施策の概要と最近の動向・イギリス」p285

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/11/pdf/teirei/t285~297.pdf>

⁶³ 同上

若年者については、不安や気分の落ち込み、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、強迫神経症（OCD）、拒食症や過食症といった摂食障害なども対象となる⁶⁴。

4. 社会保険制度の概要

国民保険（National Insurance）は、年金を中心として、失業、業務上災害等にかかる給付を総合的・一元的に行う社会保険制度である。この基幹部分は年金制度となっており、全体としては、退職年金（基礎年金：Basic State Pension、義務教育年齢を超える全ての就業者は退職基礎年金の加入義務がある）、遺族関連給付、障害者生活手当（Disability Living Allowance）、雇用及び支援手当、求職者手当、子供手当、出産手当、業務災害障害給付等に分かれる。医療保障と公的扶助制度を除く総合的な所得補償制度である。高齢者、障害者に対しては、地方自治体において税を財源とした対人社会サービスの提供が行われている。

基準所得に満たないものは、保険加入自体を強制されないが、それ以上でも、疾病給付等を受給している場合、労働能力がない場合、収監されている場合、出産手当、介護者手当の受給者は、保険料の納付を免除される。

各給付について、犯罪被害者への補償に関連する項目について順に述べていく。

（1）遺族給付

（ア）遺族一時金

管轄は年金労働省である。配偶者の死亡に起因する経済的困窮をさけることを目的として死亡後即座に支払われる非課税の一時金。配偶者が死亡した時点で60歳未満であるか、超えている場合には死亡時点で65歳未満であったか、国家老齢年金の受給を繰り下げていたか、または加入記録が国家老齢年金を受給するには不十分であって、国家老齢年金の受給資格を満たしていないこと、死亡配偶者が保険料納付要件を満たすだけの拠出を行っていたか、または、労働災害により死亡したこと、死亡配偶者の死亡時に遺族となる配偶者が事実上婚姻関係と同様の事情にある他のパートナーと生計を同じくしていなかったことを支給要件とし、2,000ポンドの給付を行う。

⁶⁴ NHS HP メンタルヘルスサービス

<http://www.nhs.uk/NHSEngland/AboutNHSservices/mentalhealthservices/Pages/Overview.aspx>

(イ) 子を持つ未亡人の手当 (Widowed parent's Allowance) / 遺族手当 (Bereavement Allowance)

片親手当は、年金労働省が管轄している。国民保険を納付していた配偶者、又は市民であるパートナーが死亡し、19歳未満の子供を育てており、子供手当を受給する者が受給対象となる。対象外となるのは、死亡時に離婚していた場合、今誰かと配偶者または市民パートナーとして同居している場合、再婚した場合である。支給額は、週最高 £100.70 となる。所得補助、求職者手当、介護者手当、雇用および支援手当等を受給している場合は、補償額が変わる。

45歳以上で子どもを育てていない者は、代わりに遺族手当を受給する。遺族手当は、一定の条件のもと、週当たり 82.5 ポンドの基礎手当と所得比例年金が給付される。最大 52 週間で、片親手当との併給はない。

(2) 法定疾病給付 (Statutory Sick Pay) ⁶⁵

被用者が障害により 4 日以上就労できなくなった場合、最初の 28 週間に就いて雇用主から支給される。国民保険控除前の給与が週 120 ポンド以上であれば支給対象となる。給付額は、休職前の 8 週間の平均週給（各種税・保険料控除前）を元に算出される。

(3) 障害者生活手当 (Disability Living Allowance) ⁶⁶

従来は、就労不能給付 (Incapacity Benefit) によって期間別に 3 段階で給付を行っていたが、2011 年 1 月 31 日より新規申請ができなくなり、それによって障害者生活手当が運用されている。管轄は年金労働省である。

支給額は、介護の要素と運動障害の要素の二つから決定される。介護の要素としては、16 歳以上であること、又は入浴・着衣・食事・トイレ、透析を受けるに際し他者の介護が必要であること、或いは自己又は他人に危険が及ばないための監視を要することである。必要性については低、中、高の 3 段階がある。

運動障害の要素については、下記のいずれかに該当する者である。

⁶⁵ Directgov HP “ Statutory Sick Pay”

http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/Illorinjured/DG_10018786

⁶⁶ Directgov HP “ Disability Living Allowance”

http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/Disabledpeople/DG_10011925

- ・ 運動障害-身体的障害により歩行ができないまたは困難である
- ・ 足または脚がない
- ・ 視力喪失により 100%の障害があり、同時に聴覚障害により 80%以上の障害があり、屋外で他者の介添えが必要
- ・ 重度の精神障害、行動障害があり、高度な介護が必要
- ・ 地理不案内な場所に行く際、他人の補助または監視が必要 等

必要性は、低、高の2段階がある。各段階に応じた週の給付額は以下のとおりである。

- ・ 介護の要素：高 £73.60、中 £49.30、低 £19.55
- ・ 運動障害の要素：高 £51.40、低 £19.55

(4) 雇用及び支援手当 (Employment and Support Allowance) ⁶⁷

管轄は年金労働省である。病気や障害が就労能力に影響している者に対する経済支援で、就労能力に関する確認調査がある。国民保険を一定額支払った者は、拠出額ベースの手当、十分な収入がないか、十分な国民保険拠出が一定額に満たない者は、収入ベースの手当を受給する。支給額は、独身者で25歳未満の場合は£53.45、25歳以上の場合は£67.50であり、扶養家族がある場合は最大最高£125.00である。収入ベースの手当には、世帯所得、年金、6,000ポンド以上の預金が考慮される。

(5) 介護者手当 (Carer's Allowance) ⁶⁸

管轄は年金労働省である。妻がフルタイムの介護者である場合で、下記の要件に該当する場合、預金額に関係なく£88.25が受給できる。

- ・ 介護手当、障害者生活手当などの受給者を週35時間以上介護する
- ・ 16歳以上の者で、国民保険、所得税、年金、その他経費を差し引いた後の収入が週100ポンド以下

5. 生活扶助制度の概要

各給付について、犯罪被害者への補償に関連する項目について述べる。

⁶⁷ Directgov HP “Employment and Support Allowance”

http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/Illorinjured/DG_171894

⁶⁸ Directgov HP “Carer's Allowance”

<http://www.direct.gov.uk/en/CaringForSomeone/MoneyMatters/CarersAllowance/index.htm>

(1) 所得補助 (Income Support) ⁶⁹

管轄は年金労働省である。就労時間が16時間未満で、収入・資産が所定の基準で算出した所要生計費に満たない場合に対象となる。主な受給者は、高齢者、疾病や障害により就労できないもの、家庭内介護や子どもの養育のために就労できない者である。申請者の年齢に応じた基本所要生計費に、家族構成や障害の程度等を加味して所要生計費が算出され、実際の収入や貯蓄も勘案した上で支給額が算出される。求職者手当、または雇用および支援手当の併給はできず、預金額が16,000ポンドを上回った場合も対象外となる。

週あたりの支給額は以下のとおり。

- ・ 独身者：16－24歳 £53.45、25歳以上 £67.50
- ・ 1人親：16－17歳 £53.45、18歳以上 £67.50
- ・ カップル：両者が18歳未満 £53.45、18歳未満と18－24歳 £53.45、
18歳未満と25歳以上 £67.50、両者が18歳以上 £105.95

なお、公的補助の併給調整として、上記「雇用及び支援手当」等を受けている者については受給できないが、上記「介護者手当」を受給している配偶者は申請が可能である。

(2) 子供手当 (Child Benefit) ⁷⁰

管轄は歳入庁の子供手当局である。収入や預金の額に関係なく、子供の養育に責任を持つ者（親でなくても可）が対象となる。子供と別居している場合でも、子供手当の給付額を超える養育費を支払っている場合は受給対象となる。（ただし、子供一人当たり一人の受給であるため、子供と同居する者が子供手当を受け取っていないことが条件となる。）支給期間は、子供が16歳に達するまでである。（特定の教育または訓練を受けている場合は、18歳に達するまで。）支給額は、子供が1人の場合は週£20.30、2人目以降は1人あたり週£13.40である。

⁶⁹ Directgov HP “Income Support”

http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/On_a_low_income/DG_10018708

⁷⁰ HM Revenue & Customs HP “Child Benefit”

<http://www.hmrc.gov.uk/childbenefit/start/who-qualifies/index.htm>

(3) 後見人手当 (Guardian's Allowance) ⁷¹

管轄は歳入庁の後見人手当ユニット、子供手当局である。両親（一定の場合は片親のみ）が死亡した子供を養育する者で、子供手当、子供税控除の受給資格がある者が受けとることができる。子供1人あたり週£14.75支給される。

(4) 地方自治体税控除 (Council Tax Benefit) ⁷²

地方自治体による、低所得者を対象とした税控除制度である。受給対象は、就労しているか否かに関わらず、低所得で地方自治体税を支払っており、収入や資産が一定額以下の者である。16,000ポンド以上の預金がある者は受給できない。子ども手当については所得とみなされない。

受給対象となった場合、1人目は大抵100%控除となる。2人目の成人の割引率は、所得補助、所得ベースの求職者手当等を受けている場合は25%の控除、週当たりの総所得が£177未満の場合は15%の控除、週当たりの総所得が£177から£230.99の場合は7.5%の控除となる。

(5) 子供税控除 (Child Tax Credit) ⁷³

管轄は歳入庁の税控除局である。受給対象は、16歳未満の子供の扶養者であり、親でなくても対象となる。特定の教育または訓練を受ける子供については、20歳に達するまで支給される。

⁷¹ HM Revenue & Customs HP "Guardian's Allowance"

<http://www.hmrc.gov.uk/childbenefit/payments-entitlements/other-benefits/guardians-allowance.htm>

⁷² Directgov HP "Council Tax Benefit"

http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/On_a_low_income/DG_10018923

⁷³ HM Revenue & Customs HP "Children and Tax Credit"

<http://www.hmrc.gov.uk/taxcredits/start/who-qualifies/children/index.htm>